

第7 障害者総合支援法 によるサービス

第7 障害者総合支援法によるサービス

平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、障がい者の範囲に新たに難病患者等が加わりました。対象となる方々は、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

1 障害支援区分判定結果

(令和 2 年度、単位：件)

障がい種別	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体	0	3	6	30	16	27	81	163
知的	0	3	22	37	63	56	60	241
精神	0	1	43	34	12	4	2	96
難病	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	0	7	71	102	91	87	143	501

※重複障がいの場合は、いずれかの障がい種別に計上する。

2 障害福祉サービスの利用状況

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。

▽訪問系サービス

(令和 2 年度、単位：人)

給付の種類	サービスの名称	内容	利用実人数
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。	313
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。	13
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。	37
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。	34

▽日中活動系サービス

(令和2年度、単位：人)

給付の種類	サービスの名称	内容	利用実人数
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。	44
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	789
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。	119
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練 ・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。	51
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。	92
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。	1,164
	就労定着支援	就労移行支援等のサービス利用を経て一般就労へ移行した方の就労の継続を図るため、勤務先(企業)等との必要な連絡調整を行うとともに、本人と面接し、指導・助言等を行います。	6

▽居住系サービス

(令和2年度、単位：人)

給付の種類	サービスの名称	内容	利用実人数
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。	335
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。	334
	自立生活援助	居宅で自立した日常生活を営むことが困難な人に、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問をし、各種相談や連絡調整などをします。	2

▽障がい児通所サービス

(令和2年度、単位：人)

給付の種類	サービスの名称	内容	利用実人数
障害児 通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。	159
	医療型 児童発達支援	肢体不自由の障がい児が対象で、児童発達支援および治療を行います。	24
	放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。	460
	保育所等 訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	18
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により、児童発達支援等を利用するための外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	1

3 身体障害者施設への入所状況

身体障がい者が、生活訓練を必要とする場合や、雇用されることは困難でも就労することを希望する場合、また、居宅において自立の困難な重度の障がいのある方々が適切なりハビリテーションサービスを受ける場合などのために、様々な施設があります。

当市から多くの方が下記の施設に入所し、各々の自立と社会参加を目指しています。

(令和3年4月1日現在、単位：人)

施設名	施設種類	所在地	入所者数
津 麦 園	障害者支援施設	青 森 市	2
あ か ま つ 園	障害者支援施設	十 和 田 市	2
青森コロニーセンター	障害者支援施設	青 森 市	1
あすなろクリーナース	障害者支援施設	野 辺 地 町	5
青森ワークキャンパス	障害者支援施設	八 戸 市	28
松 館 療 護 園	障害者支援施設	八 戸 市	48
八 太 郎 山 療 護 園	障害者支援施設	八 戸 市	24
上 北 療 護 園	障害者支援施設	東 北 町	4
ね む の 木 学 園	障害者支援施設	静岡県掛川市	1
瑞 雲 荘	障害者支援施設	岩手県滝沢市	1
函館視力障害センター	障害者支援施設	北海道函館市	2
計			118

4 知的障害者施設への入所状況

(令和3年4月1日現在、単位：人)

施設名	施設種類	所在地	入所者数
いちい寮	障害者支援施設	八戸市	51
妙光園	障害者支援施設	八戸市	28
のぞみ園	障害者支援施設	八戸市	27
東幸園	障害者支援施設	八戸市	29
こぶし園	障害者支援施設	青森市	1
野木和園	障害者支援施設	青森市	1
月見野園	障害者支援施設	つがる市	1
清岳園	障害者支援施設	南部町	15
あかしや寮	障害者支援施設	おいらせ町	5
しらかば寮	障害者支援施設	平内町	1
さつき寮	障害者支援施設	平内町	2
けやき寮	障害者支援施設	東北町	4
一誠園	障害者支援施設	七戸町	5
からまつ寮	障害者支援施設	七戸町	0
明幸園	障害者支援施設	五戸町	7
ぎんなん寮	障害者支援施設	東北町	4
やまばと寮	障害者支援施設	五戸町	8
興郷塾	障害者支援施設	岩手県	1
虹の家	障害者支援施設	岩手県	2
幸養苑	障害者支援施設	青森市	1
計			193

5 補装具費支給事業

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具（厚生労働大臣告示により指定）に係る費用を支給しています。

補装具の価格に応じ原則定率一割負担と、所得に応じた月額負担上限額の設定があります。

（一定所得以上の場合には、支給対象外）

▽身体障がい者

（令和2年度、単位：件）

	交付		修理	修理	
	種目	件数		種目	件数
	義肢	12		義肢	37
	装具	99		装具	114
	座位保持装置	2		座位保持装置	4
	視覚障害者安全つえ	7		視覚障害者安全つえ	0
	義眼	1		義眼	0
	眼鏡	10		眼鏡	1
	補聴器	64		補聴器	21
	車いす	51		車いす	59
	電動車いす	3		電動車いす	18
	歩行器	1		歩行器	0
	歩行補助つえ	6		歩行補助つえ	1
	重度障害者用意思伝達装置	1		重度障害者用意思伝達装置	0
	その他	0		その他	0
	交付計	257		修理計	255

▽身体障がい児

（令和2年度、単位：件）

	交付		修理	修理	
	種目	件数		種目	件数
	義肢	1		義肢	0
	装具	102		装具	20
	座位保持装置	14		座位保持装置	8
	視覚障害者安全つえ	0		視覚障害者安全つえ	0
	義眼	0		義眼	0
	眼鏡	3		眼鏡	0
	補聴器	4		補聴器	13
	車いす	24		車いす	16
	電動車いす	0		電動車いす	2
	歩行器	1		歩行器	0
	歩行補助つえ	1		歩行補助つえ	0
	重度障害者用意思伝達装置	0		重度障害者用意思伝達装置	0
	座位保持いす	0		その他	0
	起立保持具	0		修理計	59
	頭部保持具	0			
	排使用補助具	0			
	その他	0			
	交付計	150			